

滋賀県人事行政の運営等の状況公告

滋賀県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年滋賀県条例第1号）第2条および第3条の規定に基づき任命権者および人事委員会から報告を受けたので、同条例第4条の規定により、人事行政の運営の状況の概要および人事委員会の業務の状況を公表する。

平成30年9月28日

滋賀県知事 三日月 大 造

第1 人事行政の運営の状況の概要

1 採用、退職および昇任ならびに職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況等（職員数は、各年4月1日現在のものです。） (単位：人)

		職員数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成29年度	平成30年度		
一般行政部門		3,043	3,064	21	国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会開催準備、子ども家庭相談センター体制強化、公共事業対応、育児休業取得者の代替措置に伴う増等
教育部門		11,652	11,634	△ 18	学級数の減少に伴う教員の減等
警察部門		2,614	2,629	15	育児休業取得者の代替措置に伴う増等
公営 企業 部門	病 院	1,101	1,094	△ 7	育児休業取得者の代替措置の解消に伴う減等
	水 道 そ の 他	146	157	11	国民健康保険制度改革に伴う部門変更等
合 計		18,556	18,578	22	

(注1) 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員および非常勤職員を除きます。

(注2) 一般行政部門には、知事の事務局（公営企業部門を除く。）、議会議務局、人事委員会事務局、監査委員事務局、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(2) 職員の採用・退職・再任用者数 (単位：人)

区 分	任命権者の別	知事部局、議会議務局および行政委員会事務局	教育委員会		警察本部		企業庁	病院事業庁	合 計
			教育職	その他	警察官	その他			
採 用	平成29年4月1日	164	583	26	110	18	3	64	968
	平成29年4月2日	34	0	4	20	5	0	16	79
	平成30年3月31日								
	合 計	198	583	30	130	23	3	80	1,047
退 職	平成29年4月1日	13	25	3	28	4	0	34	107
	平成30年3月30日								
	平成30年3月31日	125	544	46	59	7	5	58	844
	内 定 年	86	370	35	45	3	2	19	560
	内 早期退職	14	114	7	1	1	2	6	145
	内 その他	25	60	4	13	3	1	33	139

合 計	138	569	49	87	11	5	92	951
再 任 用	158	255	77	15	3	7	8	523

(注) 再任用については、更新の者を含みます。

(3) 異動および昇任の状況

ア 知事部局、議事事務局および行政委員会事務局（平成30年4月定期人事異動）（単位：人）

	部長級	次長級	課長級・ 参事級	課長補佐級・ 主幹級	係長級・ 主査級	一般職員級	合 計
異動者数	17	30	200	340	358	407	1,352
うち昇任者数	9	16	58	94	64	—	241

(注) 病院の医師および看護師は含みません。

イ 教育部門（平成30年4月定期人事異動）（単位：人）

	校長級	教頭級	主幹教諭級	教諭級	実習助手等	合 計
異動者数	181	249	31	1,607	11	2,079
うち昇任者数	87	115	29	—	—	231

ウ 警察部門（平成30年3月定期人事異動）（単位：人）

	警視およびこれに 相当する職		警部および これに相当 する職	警部補およ びこれに相 当する職	巡査部長お よびこれに 相当する職	巡査および これに相当 する職	合 計
	部長・ 参事官級	課長・ 管理官級					
異動者数	24	82	134	206	194	126	766
うち昇任者数	11	22	22	49	59	—	163

2 人事評価の状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第23条の2では、職員の執務については定期的に人事評価を行うこととされており、平成29年度における各任命権者における取組は次のとおりです。

(1) 知事部局

組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力発揮度評価」および職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う「業績評価」による人事評価を実施しており、評価の結果は人材育成や給与等の人事管理の基礎として活用します。

(2) 教育委員会

組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力発揮度評価」および職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う「業績評価」による人事評価を実施しており、加えて県立学校の教員等においては「総合評価」による人事評価も実施し、評価の結果は人材育成や給与等の人事管理の基礎として活用します。

(3) 警察本部

組織の目標や使命の達成、職員の育成や能力開発、職場の活性化を図ることを目的として、地方警務官を除く職員を対象にその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行う「能力評価」および職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行う「業績評価」による人事評価を実施しており、評価の結果は任用や給与等の人事管理の基礎として活用します。

3 給与および休暇に関する状況

(1) 人件費の概要（平成29年度普通会計決算見込）

区 分	歳 出 額 A	人 件 費 B	人 件 費 率 (B/A)
29年度	508,238,077千円	170,238,473千円	33.5%

(注) 人件費は、職員の給料、諸手当のほか、共済費、災害補償費および特別職の給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費（平成29年度普通会計決算見込）

区 分	職 員 数 (A)	給 与 費				1人当たり 給 与 費 (B/A)
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	

標準的な職務内容 (代表的な職名)	部 長	部 次 長	本庁の課長	参 事 課 長 補 佐 (困難)	課 長 補 佐 主 幹 (困難)	主 幹 係 長 (困難)	係 長・ 主 査 主任主事・ 主任技師 (困難)
職 員 数	18 人	49 人	121 人	409 人	426 人	769 人	687 人
構 成 比	0.5%	1.5%	3.6%	12.1%	12.7%	22.9%	20.4%

区 分	2 級	1 級	計
標準的な職務内容 (代表的な職名)	主任主事・ 主任技師 主事・技師 (高度)	主 事 技 師	
職 員 数	545 人	340 人	3,364 人
構 成 比	16.2%	10.1%	100.0%

(注1) 滋賀県職員等の給与に関する条例(昭和32年滋賀県条例第27号)に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。

(注2) 教育部門、警察部門に勤務する行政職給料表適用職員を含みます。

(注3) (困難)とは「困難な業務」を、(高度)とは「高度な知識経験を必要とする業務」を示します。

(6) 職員手当の種類および内容

職員には、給料のほかに手当が支給されます。

平成30年4月1日現在における主な手当の制度は、次のとおりです。

種 類	内 容	
毎月決まって支給されるもの	地域手当	給料、扶養手当および管理職手当の合計額に県内7.5%、東京都の特別区20%を乗じた額
	扶養手当	配偶者9,000円、子各8,300円、父母等各6,500円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子に対し、各5,000円加算
	住居手当	月額9,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、100円から30,000円まで
	通勤手当	[交通機関等利用者] 運賃等相当額を支給(6箇月の定期券を基礎とする額により支給) [交通用具使用者] 自動車・バイク等の別および通勤距離に応じて2,500円から32,800円まで 駐車場利用料金の2分の1の額(上限3,500円)
その他	管理職手当、初任給調整手当、単身赴任手当等	
勤務した実績に応じて支給さ	特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康または困難な勤務についたときに支給される手当(53種) (全職員に占める手当支給職員の割合 33.5%、支給対象職員1人当たりの平均支給月額14,489円(平成29年度実績)) [支給額の多い手当] 教員特殊業務手当、犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業の手当、教育業務連絡指導手当 [多くの職員に支給されている手当] 教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業の手当
	時間外勤務手当	職員1人当たりの平均支給月額 47,700円(平成29年度実績。一般行政・警察を含む。)

れるもの	その他	宿日直手当等				
	期末・勤勉手当	民間のボーナス、賞与等に相当する手当として、年間4.4月分を2回に分けて支給				
その他	退職手当	区 分	勤続年数			最高限度
			20年	25年	35年	
		自 己 都 合	19.6695 月分	28.0395 月分	39.7575 月分	47.709 月分
		定 年 ・ 勸 奨	24.586875 月分	33.27075 月分	47.709 月分	47.709 月分
		その他の加算措置	早期退職特例措置 2%～45%加算			
(注) 平成29年度の1人当たり平均支給額は、定年・勸奨の場合で2,241万円、自己都合などの場合で359万円です。						

(注) 退職手当については、平成29年度末退職者にかかる月数です。

(7) 年次有給休暇の使用状況(平成29年1月1日～平成29年12月31日)

任命権者の別	(a) 総付与日数	(b) 総取得日数	(c) 対象職員数	(b)／(c) 平均取得日数	(b)／(a) 取得率
知 事 部 局	114,495.4 日	35,128.0 日	2,921 人	12.0 日	30.7%
教 育 委 員 会	441,559.6 日	126,665.6 日	11,107 人	11.4 日	28.7%
警 察 本 部	95,030.3 日	25,929.3 日	2,410 人	10.8 日	27.3%
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	2,038.3 日	611.5 日	52 人	11.8 日	30.0%
企 業 庁	2,502.0 日	965.6 日	67 人	14.4 日	38.6%
病 院 事 業 庁	40,479.9 日	11,016.4 日	1,085 人	10.2 日	27.2%

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(8) 育児休業、部分休業および育児短時間勤務の取得状況(平成29年度)

(単位：人)

任命権者の別	平成29年度中の育児休業状況 (全職員)						平成29年度中に新たに育児休業が取得 可能となった職員の育児休業状況							
	育児休業 取得者数		部分休業 取得者数		育児短時間 勤務者数		育児休業 対象者数		育児休業 取得者数		部分休業 取得者数		育児短時間 勤務者数	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
知 事 部 局	13	81	2	47	2	7	76	39	9	39	0	0	0	0
教 育 委 員 会	14	734	0	26	0	5	216	286	13	286	0	0	0	1
警 察 本 部	0	63	0	5	0	3	123	28	0	24	0	4	0	0
議会およびその他の行政委員会事務局	0	1	0	1	0	0	3	1	0	1	0	0	0	0
企 業 庁	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
病 院 事 業 庁	1	84	0	86	0	19	16	31	1	31	0	0	0	0

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(9) 修学部分休業、自己啓発休業および配偶者同行休業の取得状況(平成29年度)

(単位：人)

任命権者の別	修学部分休業	自己啓発休業	配偶者同行休業
知 事 部 局	0	0	0
教 育 委 員 会	0	2	5
警 察 本 部	0	0	1

議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0
企業庁	0	0	0
病院事業庁	0	0	1
合計	0	2	7

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

4 分限および懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況（平成29年度）

ア 職員の意に反する降任・免職の状況

(単位：人)

任命権者の別	勤務実績がよくない場合		心身の故障のため職務遂行に支障がある場合		職に必要な適格性を欠く場合		廃職または過員を生じた場合		計
	降任	免職	降任	免職	降任	免職	降任	免職	
知事部局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察本部	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
企業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
病院事業庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

イ 休職処分の状況

(単位：人)

任命権者の別	心身の故障のため、長期の休養を要する場合	刑事事件に関し起訴された場合	学術に関する研究等に従事する場合	災害等により行方不明になった場合
知事部局	24	0	0	0
教育委員会	96	0	0	0
警察本部	7	0	0	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0
企業庁	1	0	0	0
病院事業庁	18	0	1	0
合計	146	0	1	0

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(2) 懲戒処分の状況（平成29年度）

(単位：人)

任命権者の別	免職	停職	減給	戒告
知事部局	0	0	0	0
教育委員会	6	2	0	1
警察本部	1	1	1	0
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0	0
企業庁	0	0	1	0
病院事業庁	0	0	0	0
合計	7	3	2	1

(注) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

5 退職管理の状況

(1) 再就職情報の届出

滋賀県再就職者による依頼等の規制等に関する条例(平成28年滋賀県条例第17号)第3条の規定に基づき、平成28年4月1日から、職員であった者で、管理または監督の地位にある職員の職(部長級、次長級および課長級の職等)に就いていたものは、離職後2年の間に営利企業等に再就職した場合には、再就職後速やかに、離職時の任命権者に再就職情報(再就職日、再就職先、再就職先における地位等)を届け出ることとしています。

平成29年8月1日から平成30年7月31日までの間に、県に対し再就職情報の届出があった件数は、次表のとおりです。

(単位：件)

任命権者の別	知事部局、議会事務局および行政委員会事務局	教育委員会	警察本部	企業庁	病院事業庁	合計
届出件数	29	11	10	1	4	55

(注1) 知事部局には、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。

(注2) 次の場合は再就職情報の届出の必要はありません。

- ・ 日雇いの場合
- ・ 国、国際機関、地方公共団体、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人または特定地方独立行政法人の職員として採用された場合
- ・ 営利企業以外の法人その他の団体に就職した場合にあっては、再就職先での年間の報酬額が103万円以下の場合

(注3) 件数については、毎年度、前年8月1日から当年7月31日までの1年間の件数を公表しています。

(注4) 届出を受けた事項の詳細については、取りまとめの上、毎年度公表しています。

県ホームページ <http://www.pref.shiga.lg.jp/b/jinji/tais yokukanri/top.html>

6 人材育成に関する状況

(1) 人材育成の基本方針(知事部局)

人こそが最大の経営資源であるとの認識のもと、平成28年度に改定した人材育成基本方針において、目指す職員像を「チャレンジ精神を持ち、県民とともに、滋賀の未来を切り拓く行政のプロフェッショナル」と定めています。

その実現に向けて、職員一人ひとりの能力を高めるとともに、県庁力の最大化を図るため、職員の意欲と能力の向上に資する取組やそれらが最大限に発揮できる職場環境づくりなど、総合的な取組を進めています。

(2) 主な研修の実績等(平成29年度)

ア 知事部局

(7) 研修機関による研修

名称	目的および概要	参加者数
ステップアップ研修	職階に応じた、職員としての基本的資質や能力・知識の習得を図る。	1,250人
選択型研修	個々の職員が必要な能力に応じた研修を選択し、能力の強化や弱点の補強等を図る。	640人
職場支援研修	各職場の業務運営が円滑に遂行されるよう共通する課題の解決を図る。(女性職員リーダー交流研修、ブラザー・シスター研修、育児休業者職場復帰研修、評価者研修等)	1,208人
指導者養成研修	政策研修センター研修における内部講師および職場の研修リーダーとなる「研修指導者」の養成を図る。(人権研修指導者養成研修、接遇指導者研究会)	26人

(イ) 外部機関への派遣その他の研修

名称	目的および概要	参加者数
職員派遣研修	専門知識の習得および政策形成能力の向上を図るとともに、県政運営に役立てるため、国、他府県、市町、自治大学校等の県以外の組織に職員を一定期間派遣した。	28人

イ 教育部門

(7) 研修機関による研修

名 称	目的および概要	参加者数
ステージ研修	経験年数に応じて、必要な基本的知識、専門的技術を養い、新しい時代のニーズに対応できる教職員としての資質能力の向上を図る。	13,358人
マネジメント研修	管理職や学校組織の中核となる教員としての見識を高め、学校経営能力の向上を図る。	576人
職務研修	職務に応じた基本的知識、技能等を養い、専門職としての指導力の向上を図る。	2,084人

(4) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目的および概要	参加者数
中央研修講座派遣	校長、中堅職員等の学校管理・運営、学習指導等の諸問題に関する識見を高め、指導能力の向上を図るため、独立行政法人教員研修センター主催の教職員中央研修講座に派遣した。	41人
民間等派遣研修	現職教員に学校と異なる組織で自らの教育観・指導観を見つめ直させ、教育現場において活用すべき点を吸収させ、教員の資質・指導力を向上させ、併せて教育そのものの活性化を図るため教員を民間企業等へ派遣した。	17人

ウ 警察部門

(7) 研修機関による研修

名 称	目的および概要	参加者数
採用時教養	採用者に対し、基本的教養を実施し、警察官または一般職員としての資質の育成を図る。(初任科教養、初任補修科教養、一般職員初任科教養等)	224人
昇任時教養	昇任者に対し、幹部としての意識付けおよび職責を果たす上で必要不可欠な知識・技能等の修得を図る。(警部補任用科教養、巡査部長任用科教養等)	18人
部門別教養	各部門担当者に対し、担当する部門に必要となる専門的知識・技能等の修得を図る。(部門別任用科教養、専科教養等)	397人

(4) 外部機関への派遣その他の研修

名 称	目的および概要	参加者数
昇任時教養	昇任者に対し、幹部としての意識付けおよび職責を果たす上で必要不可欠な知識・技能等の修得を図るため、近畿管区警察学校および警察大学校における教養を受けさせた。(警部任用科教養、警部補任用科教養、巡査部長任用科教養等)	161人
部門別教養	各部門担当者に対し、担当する部門に必要となる専門的知識・技能等の修得を図るため、近畿管区警察学校および警察大学校における教養を受けさせた。(管区専科教養、警察大学校専科教養等)	138人

7 福利厚生に関する状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況(平成29年度)

名 称	対 象 者	受 診 者 数 (人)		
		知事部局 企業庁 病院事業庁 行政委員会事務局 (教育委員会事務局を除く。)	教育部門 (教育委員会事務局を含む。)	警察部門
雇入時健康診断	新規採用者(採用内定者)	210	487	129
定期健康診断	全職員	5,200	5,094	2,650
生活習慣病健診	年齢・性別等により定める職員等	1,035	—	1,613
その他の健康診断	特定の業務に従事する職員	2,645	534	1,403

(注) 教育部門の定期健康診断、生活習慣病健診、その他の健康診断には、市町立学校の職員の受診者数を含み

ません。

(2) 職員の福利厚生事業の実施状況

職員の福利厚生事業については、地方公務員法第42条に基づいて実施しています。

知事部局においては、滋賀県職員互助会に関する条例（昭和31年滋賀県条例第34号）に基づき、一般財団法人滋賀県職員互助会が福利厚生事業を行っており、教育委員会および警察本部においても、同様に、一般財団法人滋賀県教職員互助会および一般財団法人滋賀県警察職員互助会が福利厚生事業を行っています。

各互助会は、会員の掛金その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しており、その運営状況は、県のホームページで公表しています。

項目	互助会		
	職員互助会	教職員互助会	警察職員互助会
会員数（人）平成29年4月1日現在	4,973	11,434	2,673
	平成30年4月1日現在	4,963	11,405
掛金額（千円）平成29年度	132,219	404,784	79,425
	平成30年度	133,200	401,286
補助金の額（千円）平成29年度	0	0	0
	平成30年度	0	0

(3) 公務災害および通勤災害の認定件数（平成29年度）

任命権者の別	公務災害	通勤災害	計
知事部局	9	5	14
教育委員会	79	7	86
警察本部	48	3	51
議会事務局およびその他の行政委員会事務局	0	0	0
企業庁	2	0	2
病院事業庁	14	1	15
合計	152	16	168

第2 平成29年度 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験および選考の状況

地方公務員法および職員の任用に関する規則（昭和30年滋賀県人事委員会規則第2号）の規定に基づき、平成29年度に実施した競争試験および選考試験の状況は、次のとおりです。

なお、病院事業庁の医師、看護師等の選考による採用の権限を、平成18年11月2日から病院事業庁長に委任しています。

(1) 競争試験

ア 上級試験

区分	採用予定人員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受験率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最終 合格者数 人	最終 競争率 倍	採用者数 人
行政 A	54人程度	(161) 566	(122) 412	72.8	(69) 272	(36) 110	(25) 55	7.5	(23) 49
行政 B	5人程度	(65) 164	(44) 112	68.3	—	(11) 28	(6) 12	9.3	(5) 10
警察事務	9人程度	(29) 56	(23) 37	66.1	(17) 28	(10) 13	(9) 10	3.7	(8) 9
環境行政	2人程度	(1) 19	(1) 13	68.4	(0) 10	(0) 4	(0) 2	6.5	(0) 2
社会福祉	8人程度	(23) 54	(20) 42	77.8	(19) 35	(16) 26	(11) 13	3.2	(11) 13

化 学	3人程度	(5) 41	(3) 29	70.7	(1) 16	(0) 6	(0) 3	9.7	(0) 3
農 業	8人程度	(9) 47	(8) 38	80.9	(8) 37	(3) 16	(3) 11	3.5	(3) 11
林 業	3人程度	(3) 17	(3) 14	82.4	(2) 12	(0) 6	(0) 3	4.7	(0) 3
建 築	3人程度	(4) 14	(1) 8	57.1	(1) 7	(1) 5	(1) 4	2.0	(0) 3
電 気 (電気工学)	1人程度	(1) 10	(0) 7	70.0	(0) 6	(0) 4	(0) 1	7.0	(0) 1
機 械	2人程度	(0) 9	(0) 5	55.6	(0) 4	(0) 4	(0) 2	2.5	(0) 2
総合土木	20人程度	(4) 43	(4) 30	69.8	(4) 25	(4) 22	(3) 17	1.8	(3) 17
計		(305) 1,040	(229) 747	71.8	(121) 452	(81) 244	(58) 133	5.6	(53) 123

(注) () は、女性の数を内数で示します(以下同じ。)

イ 上級試験－経験者－

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
行 政	5人程度	(65) 300	(28) 201	67.0	—	(8) 31	(5) 16	12.6	(5) 13

ウ 上級試験－特別募集－

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 口述対象 人	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
土 木	3人程度	(3) 36	(3) 24	66.7	—	(2) 19	(0) 2	12.0	(0) 2

エ 初級試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
一般事務	4人程度	(15) 43	(14) 41	95.3	(6) 22	(3) 4	10.3	(3) 4
警察事務	3人程度	(17) 33	(15) 30	90.9	(6) 13	(0) 3	10.0	(0) 3
計		(32) 76	(29) 71	93.4	(12) 35	(3) 7	10.1	(3) 7

オ 小・中学校事務職員採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
小・中学校 事務職員	6人程度	(22) 45	(22) 43	95.6	(6) 18	(4) 7	6.1	(3) 5

カ 警察官（男性）採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人	
県内	A (第一回)	50人程度	599	335	55.9	281	71	4.7	47
	A (第二回)	12人程度	135	94	69.6	72	10	9.4	—
	B	12人程度	115	97	84.3	77	6	16.2	6
計		849	526	62.0	430	87	6.0	53	
県外	A	若干人	—	17	—	14	2	8.5	2
	B	若干人	—	28	—	26	3	9.3	2
計		—	45	—	40	5	9.0	4	

キ 警察官（女性）採用試験

区 分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	1次試験 受 験 率 %	1次試験 合格者数 人	最 終 合格者数 人	最 終 競 争 率 倍	採用者数 人
A（第一回）	9人程度	172	73	42.4	66	14	5.2	13
A（第二回）	3人程度	34	21	61.8	17	2	10.5	2
B	5人程度	40	35	87.5	28	4	8.8	4
計		246	129	52.4	111	20	6.5	19

ク 身体障害者を対象とした職員採用試験

試験区分	採用予定 人 員	申込者数 人	受験者数 人	受験率 %	合格者数 人	競争率 倍	採用者数 人
一般事務	2人程度	(6) 9	(4) 7	77.8	(2) 2	3.5	(2) 2
小・中学校事務	2人程度	(7) 10	(4) 7	70.0	(1) 2	3.5	(1) 2

(注) 申込者数、受験者数、合格者数、採用者数には第2志望、第3志望で当該試験区分を志望している者を含みます。

(2) 採用選考

ア 採用選考

(単位：人)

一 般 職 員					
部 局	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計
部長およびその相当職	4	—	—	—	4
次長およびその相当職	2	—	—	—	2

警 察 官	
職	
警 視	2
警 部	9

課長およびその相当職	6	3	—	—	9
課長補佐およびその相当職	3	2	—	—	5
係長およびその相当職	17	10	1	—	28
主事、技師およびその相当職	89	18	7	3	117
技能労務職	1	—	—	—	1
計	122	33	8	3	① 166

警 部 補	3
巡査部長	4
巡 査	2
計	② 20
合計 (①+②)	186

(注) 併任、任命換えを含み、任命権者に委任しているものを除きます。

イ 上記のうち選考採用職種に係る選考の状況

(単位：人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
児童指導員	2	1	機械	1	1
児童福祉司	1	1	研究員	2	2
保育士	1	1	育休代替任期付職員（警察事務）	7	7
判定員	6	6	育休代替任期付職員（一般事務）	23	23
企業庁水道技術者	3	3			
獣医師	5	5			
保健師	7	7			
司書	2	2			
薬剤師	4	4			
医師	7	7			
技術員	1	1	計	72	71

(注) 職員の任用に関する規則第7条第1号に掲げる職（係長およびこれに相当する職以上の職をいう。）に任用した者を含みます。

ウ 任命権者委任分

(単位：人)

職 種	選考人員	合格者数	職 種	選考人員	合格者数
医師	16	16	看護師	77	49
薬剤師	4	1	医療事務	7	2
作業療法士	8	2	臨床検査技師	8	2
児童指導員	1	1	保健師	1	1
判定員	7	1			
診療放射線技師	8	1	計	137	76

(注) 職員の任用に関する規則第40条の規定に基づき病院事業庁長へ選考の権限を委任したものです。

(3) 昇任選考

(単位：人)

一 般 職 員					
部 局	知 事 部 局	教 育 委 員 会	警 察 本 部	そ の 他	計
職					

警 察 官	
職	

部長およびその相当職	7	—	—	2	9	警 視	19
次長およびその相当職	14	1	—	1	16	警 部	—
課長およびその相当職	52	3	3	4	62	警 部 補	—
課長補佐およびその相当職	84	6	1	14	105	巡查部長	—
係長およびその相当職	57	5	6	26	94	計	② 19
計	214	15	10	47	① 286	合計 (①+②)	305

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告および勧告の状況

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員および民間企業従事者の給与の実態等を調査し、これらの調査結果や国家公務員の給与改定の動向等を考慮して、平成 29 年 10 月 16 日に県議会および知事に対して、次のとおり報告および勧告を行いました。

(1) 公民較差（新規採用者を除く。）

ア 公民較差

0.17% 675 円

(参考) 人事院勧告 官民較差 0.15% 631 円

イ 改定

0.17% 649 円 (内訳：給料 460 円、扶養手当 142 円、はね返し分(注) 47 円)

注 給料月額を算定の基礎としている諸手当の額が増加することによる分

(参考) 改定前 平均給与月額 389,047 円 平均年間給与 6,405,000 円

改定後 平均給与月額 389,696 円 平均年間給与 6,455,000 円

(行政職、平均年齢 43.2 歳)

(2) 民間給与との較差に基づく給与改定

ア 給料表 国に準じて引上げ改定

イ 扶養手当 子に係る手当額を引上げ 7,300 円→7,500 円

ウ 初任給調整手当 国に準じて医師および歯科医師の手当額を引上げ

エ 期末・勤勉手当 民間の支給割合に見合うよう引上げ

年間支給月数 4.30 月分→4.40 月分

オ 実施時期 ア、イ、ウについては平成 29 年 4 月 1 日、エについては同年 12 月 1 日

(3) 子に係る扶養手当の見直しの内容

ア 配偶者に係る手当額の引下げにより生ずる原資を基本に、子に係る手当額を 800 円引上げ

イ 実施時期 平成 30 年 4 月 1 日

(4) その他

ア 能力および実績に基づく人事管理等

(7) 人事評価制度に期待されている機能が十分に発揮されるよう、面談の実施の徹底や被評価者研修の充実など、人事評価の納得性を高めるためのさらなる工夫や改善が必要

(4) 若手・中堅職員の育成が重要な課題となっており、「人材育成基本方針」に掲げられている「人こそが最大の経営資源である」との認識の共有を徹底するとともに、職員それぞれの資質や能力に応じ適切な目標を設定した上で、計画的に OJT や職場外の研修を行うなど、きめ細かな対応を図っていくことが必要

(7) 平成 30 年度から法定雇用率の算定基礎に精神障害者が算入されることにより、法定雇用率が段階的に引き上げられることから、公務の職場においても新たな職域の拡大等に取り組むなど積極的な対応を図ることが必要

イ 働き方改革の推進

(7) 業務量と人員のバランスがとれていないことが時間外勤務の大きな要因として考えられるため、「業務の見直しと人員配置の適正化」には優先して取り組むことが必要

(イ) IC カードの活用やパソコンの使用時間の記録等、労働時間の適正な把握方法について早急に検討を進めるとともに、労働関係法令の遵守を一層徹底することが必要

ウ メンタルヘルス対策の充実

昨年度から実施されているストレスチェックの集団分析結果に基づき、職場におけるストレス要因を把握・検証し、職場内での話し合いを通じて職員間の認識共有を図るとともに連携を強化することにより、職場環境の改善につなげていくことが必要

エ ハラスメントの防止

依然としてハラスメントの事案が発生していることを重く受け止め、再発防止に向けた取組を強化するとともに、一層の綱紀粛正に努めることが必要

オ 男女共同参画、女性職員の活躍推進

両立支援制度が利用しやすい職場環境づくりとともに、キャリア形成に資する人事配置や職務分担など、計画的な人材育成が必要

カ 高齢期の雇用問題

(7) 引き続き再任用制度の円滑な運用に努めるとともに、再任用職員のモチベーションの維持向上や、能力や経験の活用に関しても研究していくことが必要

(4) 公務員の定年の引上げについて、今後の国の動向を注視していくことが必要

キ 臨時職員等の勤務条件

引き続き臨時職員の適正な勤務条件の確保に努めるとともに、本年5月の地方公務員法および地方自治法の改正の趣旨を踏まえ、会計年度任用職員の任用等に関する制度の円滑な導入に向けて着実に取組を進めていくことが重要

3 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する審査請求の状況

平成29年度における勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する審査請求の状況は、次のとおりです（件数には、地方公務員法第7条第4項の規定に基づく、一部事務組合の公平委員会の事務の受託に係るものを含まず。）。

(1) 措置の要求

平成29年度における係属事案および新規要求事案はない。

(2) 審査請求

区 分	平成28年度末 係属件数	平成29年度			平成29年度末 係属件数
		請求等件数	審理等回数	終結件数	
懲戒処分	2件	0件	9回	2件	0件
分限処分	0件	0件	0回	0件	0件
その他	0件	0件	0回	0件	0件